

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一広島県立広島叡智学園中学校―豊田郡大崎上島町 ―」を「

広島県立広島叡智学園中学校―豊田郡大崎上島町

―に改める。

広島県立三次中学校

―三次市南畑敷町

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。